

京都市告示第392号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和5年10月27日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
学校法人復活学園に 対する寄附金	京都市北区紫野西御所 田町63番地	当該法人の主た る目的である業 務	令和5年9月1日から 令和10年8月31日 まで

(行財政局税務部税制課)